

柳井市特別職報酬等審議会 第2回会議録

日 時：令和7年7月2日（水）午後1時30分～午後2時15分

場 所：柳井市役所 4階 401会議室

出席委員：西川 義彦（柳井商工会議所専務理事）

菖蒲 裕司（山口県農業協同組合南すおう統括本部長）

島崎 康隆（柳井商工会議所金融部会部会長、株式会社山口銀行柳井支店長）

河本 義方（大畠商工会会長）

吉山 夕佳里（柳井市社会福祉協議会事務局長）

梅村 友美（柳井地区労働者福祉協議会副会長）

中原 千恵子（柳井市母子保健推進協議会会長）

原澤 源一（司法書士）

瀬山 真紀子（柳井市教育委員）

欠席委員：嬉 静恵（柳井市連合婦人会会長）

事務局：丸川 貴司（総務部長）

久角 恵一（総務課長）

山縣 孝司（総務課長補佐）

石本 勇二（総務課主査）

会議次第：1 市長あいさつ

2 質疑、意見交換

3 その他

会議録（要点）：

1 市長あいさつ

本日は、2回目となる柳井市特別職報酬等審議会にお忙しい中ご出席を賜り、ご協力いただいておりますことに対し、厚くお礼申し上げます。

前回5月26日開催の会議において、事務局からご説明させていただいており、柳井市における特別職の報酬等の額が定められてから、かなりの年月が経過しています。前回に引き続き、特別職の報酬等について、昨今の経済情勢等の変化や実態を踏まえて、ご議論を賜りますようお願いを申し上げます。

（市長退席）

2 質疑、意見交換

会長 それでは、本日の議事を進行する。

本日の審議会では、答申の原案まで決定していきたいと考えているので、進行にご協力いただくようお願いする。

まず、委員それぞれが前回資料及び会議録をお読みだとは思いますが、前回議事の再確認から行う。事務局から説明をお願いする。

事務局 （資料説明）

会長 これまでの説明、また質疑の状況を踏まえ、本審議会での答申案を作成するため、市長等の給料の額と議員報酬の額それぞれの意見集約を図りたい。

市長等の給料の額について、増額、減額、据え置き、またその結論に至った考え方など、お伺いする。

委員1 別添資料2、県内13市の市長の給料において、人口規模が柳井市と近いと考えられる萩市、光市、長門市、美祢市、山陽小野田市の平均値832,000円に対し、柳井市は、870,000円である。

副市長は、5市の平均値670,000円に対し、柳井市は685,000円で、教育長は、5市の平均値590,000円に対し、柳井市は、615,000円である。

したがって、市長、副市長及び教育長の給料の額について、山口県内における柳井市と同規模の市と大きな差がないことから、現状のままで良いのではないかとと思う。

委員2 企業とは違うため、同規模の近隣自治体と比較しながら決定するようになるだろうと思っている。そういう視点でみると、市長等の給料の額は平均的であると思う

ので、現状の額が妥当と思う。

委員 3 別添資料 4、近隣類似団体の市長等の給料の平均値に対し、柳井市長と教育長の給料が少し上回るが、昨今の経済状況を鑑みれば減額はあり得ないので、現状のままで良いと考える。

委員 4 一般職の職員の給料の改定と同等に増額しても良いのではないかとと思うところもあるが、県内のバランスを考慮すると現状の額のままで良いと思う。

委員 5 合併後も据え置きで推移しているので、増額しても良いのではないかと考えたが、県内 13 市のバランスを考えると現状のまま、据え置きで良いと思う。

また、これまで 16 年間、10%の減額をしてきて、この度、規定どおりの給料が支給されるようになったことから、据え置きで良いと考える。

委員 6 市長の給料については、減額せず規定どおりの額となった上に、さらに増額をすると、市民の方は、市長の給料がすごく上がったと感じてしまうのではないかとと思う。そういう状況でもあるので、据え置きで良いと思う。

ただし、副市長と教育長の給料の額は、県内他市と比較しても少し低いと思うので、資料の①の表に示す 5%の増額をしても良いと思う。

委員 7 10%の減額をしてきた市長等の給料は、この度、規定どおりに支給されるようになったことと、県内他市とのバランスを考えると据え置きで良いと考える。

委員 8 10%の減額を元に戻した市長の給料は、据え置きで良いと思う。

副市長と教育長の給料は、市長の給料を基準に設定する方法も考えられると思うので、意見として申し添える。

会長 皆さんの意見を総括し、市長、副市長及び教育長の給料の額は、据え置きが妥当である旨の答申をさせていただくが、異議はないか。

委員（全員） （異議なし）

会長 次に、議員報酬の額について、増額、減額、据え置き、またその結論に至った考え方など、お伺いする。

委員 1 別添資料 2 において、人口規模が柳井市と近いと考えられる萩市、光市、長門市、美祢市、山陽小野田市の議員報酬の額の平均値よりも柳井市の議員報酬の額は、少ない。

また、別添資料 4、近隣類似団体 1 2 市の平均値との比較でも、柳井市の議員報酬の額は、3 万円程度少ない状況になっている。

したがって、若い人にも議員として活躍してほしいという希望も込め、議員報酬の額については、少しでも増額したほうが良いという意見である。

委員 2 議員報酬の額が少ないと、議員のなり手がなくなるということだが、適当な議員報酬の額が不明である。確かに近隣市とのバランスも大切だと考えるが、柳井市で議員として活動していくために必要な議員報酬の額のボーダーラインのデータ等を事務局から示していただきたい。

議員報酬の額は、若干少ないと感じている。

事務局 本市で議員として活動していくために必要な議員報酬の下限の額等のデータはなく、事務局として資料のとおり議員報酬の額の試算を示したところである。

委員 3 議員報酬の額は、増額したら良いと考えている。その額は、近隣類似団体の議員報酬の額を指標としたら良いと思う。

ただし、事務局から資料 7 ページの「(3) 議員報酬の額の試算③④」に示している議員の活動量と長の活動量を比較する計算式を採用することが困難との説明があったが、私たちに見えない議員の活動量の集計等を行い、この計算式で算定できるようにする努力が必要なのではないかと考える。

委員 4 議員報酬の額と議員のなり手不足とは、そんなに関係しないと昔から考えている。

また、個人的には、若い人が議員になりたがらないのは、老後の保障が無いからだと思っている。

さらに、議員報酬の額は、議員の活動量を基本として決めていく方法が望ましいと考えている。

ただし、議員のなり手不足問題への対策として議員報酬の額を増額することは、必要と考える。

また、その議員報酬の額については、議員の活動量と長の活動量の比較ができな

いということなので、県内市等のバランスを考慮すれば、示された試算のうちパターン④が妥当ではないかと思う。

委員 5 議員のなり手不足問題の要因は、議員報酬の額だけではないと考えるが、現状を見ると定員が16名に対し欠員1名で、若手の議員がおらず、女性も少ないように思う。今後、若い世代に政治に関心を持ってもらい、議員としても活躍していただく環境を整えるためにも議員報酬の額は、増額するべきだと思う。

 議員報酬の額は、県内市等のバランスを考慮すれば、示された試算のうちパターン④が妥当と考える。

委員 6 市長の給料に対する議員報酬の額の比率37.4%は、県内13市や近隣類似団体12市の平均と比較しても低すぎると思うので、40%を超えるくらいの金額に増額してはどうかと思う。

委員 7 議員のなり手不足問題の原因は、議員報酬の額が低いからではないと思う。

 ただし、社会情勢を考えると増額しても良いと考える。

 また、議員の活動について、令和7年度から政務活動費が、各会派一人当たり月額5千円から月額2万円に増額され、その領収証も公開されるようになったと聞いており、活動量も把握しやすくなると思う。

 増額する場合の議員報酬の額は、示された試算のうちパターン④が妥当と考える。

委員 8 前回の会議の際に、報酬を増額したときの予算は、まだ確保していないと説明があったので、この増額によりその他の予算に影響があるのであれば、増額の幅を抑えたほうが良いと考えている。

 ただし、基本的に増額には賛成で、その金額も示された試算のうちパターン④の額が妥当と思う。

 しかしながら、議員報酬の額を増額したとしても議員活動だけで生活していくには少なすぎると感じている。したがって、本気でやる気のある方に議員になってもらうためには、基本給と活動量に見合った歩合のような形で報酬を支給できるような仕組みがあれば良いと思う。

会長 皆さんの意見をまとめると、議員報酬の額を増額することについて異論はなく、その額については、活動量に見合った報酬を設定することが望ましいと考えておら

れる。ただし、現状では、議員の活動量を把握して報酬額を決定することが困難なため、人口、財政規模が同等の近隣類似団体における議員報酬の額と市長給料の額の比率から試算した額を採用したらどうかという意見が多くあった。

このことについて、何か意見等はあるか。

委員（全員） （意見なし）

会長 皆さんの意見を踏まえ、本審議会では、市長等の給料の額については据え置き、議員報酬の額については増額とし、その額は試算④（近隣類似団体における議員報酬と市長給料の比率による試算）を採用し、答申案としてまとめていく方針とさせていただいてよろしいか。

委員（全員） （異議なし）

会長 それでは、増額をする議員報酬の額の施行期日について、資料9ページにあるとおり新年度が替わる令和8年4月1日とするか、または、今年12月に市議会議員選挙が予定されていることから新しい議員の任期の初日となる令和8年1月1日とするかなど、意見を伺いたい。

委員5 年度途中から議員報酬を増額することについて、予算的に可能か。

事務局 答申をいただいたら、議員報酬の額を定めている条例を改正する議案を9月議会に提出することになる。

また、予算を伴う条例の改正となるので、令和8年1月分から3月分の議員報酬に係る予算を増額する補正予算案を、併せて提出することになる。

スケジュール的にも可能と考えている。

会長 説明のとおり、増額した議員報酬の施行期日は、令和8年1月1日からでも可能とのことである。

その他、意見はあるか。

委員（全員） （意見なし）

会長 それでは、施行期日については、市議会議員改選後の議員の任期の初日である令

和8年1月1日とする旨を答申させていただく。

今後の予定について、ただいま賛同いただいた「市長等の給料の額」「議員報酬の額」「施行期日」に基づき答申書案を作成し、後日、皆さんにお送りする。

その内容について意見があれば、所定の期日までに事務局までお寄せいただき、最終的に私と事務局において答申書を確定する。

その後、改めて答申書を私の方から市長に手渡ししたいと考えている。

本日の議事は、以上になる。皆さんのご協力により、これまでスムーズに審議ができたことに会長として感謝申し上げます。

本日はこれで閉会とさせていただきます。